

■ スポーツや防災への取り組みなどを通じた更なる地域活性化を目指して ■

高知県安芸市と包括連携協定を締結

【調印式】日時/6月24日(金)16:00~17:00 会場/千里山キャンパス 100周年記念会館

このたび関西大学は、高知県安芸市と地域活性化に関する包括連携協定を締結することで合意に達し、6月24日(金)16:00より調印式を執り行います。本協定は、大学と市がこれまで積み重ねてきた関係をより一層強化させるとともに、地域の課題解決および活性化、人材育成などを図り、大学の活性化および市のまちづくりに寄与することを目的としたものです。安芸市が県外の大学と包括連携協定を締結するのは初めてとなります。

これまで本学では、体育会野球部が1965年から毎年3月上旬の約10日間、安芸市営球場にて春季キャンプを実施しており、今年3月にはキャンプ開始50周年を記念して、安芸市の協力を得て同球場に記念碑を建立しました。近年のキャンプでは、宿泊している旅館や球場周辺のゴミ拾いを毎朝実施し、地元の中学校・高校の野球部員との合同練習や野球教室を開催するなど、地域貢献活動にも取り組んでいます。また、本学法科大学院・尾島史賢准教授は、安芸市社会福祉協議会と協力し、2005年度からインターネットおよび対面による安芸市民向けの法律相談会を実施するなど、安芸市とは多岐にわたる連携で地域活性化に取り組んできました。



安芸市営球場に建立された記念碑

今回の協定締結により、これまでの取り組みを継続するとともに、積み重ねてきた関係をより一層強化していきます。さらには、震災発生・被災時の対策などの防災・減災分野での連携をはじめ、教育・文化・スポーツ・観光・まちづくり・環境保全といった様々な分野での連携を予定しており、これらを通じて地域の活性化および課題解決に貢献していきます。

つきましてはご多忙の折恐縮ですが、調印式ならびに本協定締結に伴う本学および安芸市の取り組みに関しまして、取材のご検討をお願い申し上げます。

【調印式概要】

- 1 日 時 6月24日(金) 16:00 ~ 17:00
- 2 会 場 関西大学千里山キャンパス 100周年記念会館 第1会議室
(大阪府吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車 南出口から徒歩約5分)
- 3 出席者

安芸市 市長 横山 幾夫 企画調整課長 野川 哲男 教育次長 藤田 剛志 生涯学習課長 大坪 浩久	関西大学 学長 楠見 晴重 副学長/社会連携部長 吉田 栄司 学長補佐/地域連携センター長 西村 枝美 大学本部長 岡田 弘行 学長室長 藪田 和広	
---	---	--
- 4 内 容 代表挨拶、協定書調印、連携事業に関する概要説明、質疑応答などを予定

以 上

【添付書類】「関西大学と安芸市との包括連携に関する協定書」

※取材をご希望の方は、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

この件に関するお問い合わせ先

関西大学 総合企画室 広報課 担当：石田、寺崎
 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 Tel.06-6368-1131 Fax.06-6368-1266
 www.kansai-u.ac.jp

この伝統を、超える未来を。



関西大学と安芸市との包括連携に関する協定書

関西大学（以下「大学」という。）と安芸市（以下「市」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学及び市が積み重ねてきた関係をより一層強化させるとともに、包括的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって大学の活性化及び市のまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 大学及び市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）人材の育成に関すること。
- （2）教育・文化・スポーツに関すること。
- （3）産業・経済・観光に関すること。
- （4）まちづくりに関すること。
- （5）健康・福祉に関すること。
- （6）学術研究に関すること。
- （7）防災に関すること。
- （8）環境保全に関すること。
- （9）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（情報交換及び協議）

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努める。

（守秘義務）

第4条 大学及び市は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、大学又は市のいずれから別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 協定期間中にいずれかより改廃の意思表示があった場合は、大学及び市が協議の上、文書により合意が成立するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、大学及び市が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

関西大学学長

安芸市長